## 提案基準 4 法第 2 9 条第 1 項第 3 号に規定する公益上必要な建築物に類する建築物の 建築行為等に係る特例措置

法第29条第1項第3号に規定する公益上必要な建築物に類する建築物を建築する場合の 提案基準は、申請内容が次の各項に該当するものとする。

## 基準の内容

- 1 建築物の用途が法第29条第1項第3号に規定するものと類似する公益上必要な建築物であること。
- 2 申請に係る建築物が周辺の土地利用及び環境と調和がとれたものであること。
- 3 申請地は、次のいずれかに該当する土地であること。
- (1) 申請地から半径100メートルの円内において概ね100(市街化区域に近接する区域にあっては、概ね50)以上の建築物がある地域。
- (2) 申請地から敷地相互間の間隔が50メートル(開発行為を行おうとする土地と当該土地に最も近い建築物の敷地との間隔にあっては、25メートル)以内で連たんし、概ね100(市街化区域に近接する地域にあっては概ね50)以上の建築物がある地域。
- (3) (1)及び(2)以外の土地で市街化区域と一体の生活圏を有し、市の補助等が受けられることが確実な土地であること。
- 4 予定建築物の敷地は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項に該当する幅員4メートル以上の道路に接していること。
- 5 申請者が市又は公益的団体であること。
- 6 申請地が農地である場合は、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項及び第5 条第1項に基づく許可(農地転用許可)が得られること。
- 7 次の区域は申請区域に含まないこと。
- (1) 自然環境保全地域(自然環境保全条例(昭和47年神奈川県条例第52号)第2条に 規定するものをいう。)
- (2) 国定公園及び神奈川県立自然公園(自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条 第6号又は神奈川県立自然公園条例(昭和34年神奈川県条例第6号)第2条第2号に 規定するものをいう。)
- (3) 特別緑地保全地区(都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項に規定するものをいう。)
- (4) 保安林及び保安施設地区(森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項に規定する保安林及び同法第41条第1項に規定する保安施設地区をいう。)
- (5) 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第 2項第1号に規定するものをいう。)
- (6) 史跡名勝天然記念物の保全に影響を及ぼす区域(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項、神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号) 第31条第1項又は文化財の保存及び活用に関する条例(平成12年条例第27号)第5条第1項に規定するものをいう。)

## 審査上の留意点

1 基準1の「類似する公益上必要な建築物」とは、自治会館、障害者地域作業所及び児童クラブ 等をいう。

この場合において、市が建築する建築物以外の建築物にあっては、公的機関の助成金等の支出対象となることをその目安とし、各々の施設の所管担当部局と調整がとれていること。

なお、障害者地域作業所とは、就労することが困難な障害者が、必要な援助を受けながら、地域の中で自主製品等の制作を行うなど社会的な活動に参加する場で障害者地域作業所の用に供する建築物をいう。

また、児童クラブとは、相模原市立児童クラブ条例等に基づく放課後児童健全育成事業の用に供する建築物をいう。

- 2 基準3の(1)及び(2)の「連たん」に関する建築物には、農業用施設は該当しない。 また、「連たん」の判断は、申請者が提出した市発行の白図(1/2500)に記載した「連た ん図」に基づき判断すること。
- 3 基準5の申請者の「公益的団体」とは、自治会館、障害者地域作業所及び児童クラブ等を設置 運営することが可能な団体であり、個人名での申請は不可とする。また、個人が建築して「公益 的団体」に貸与することも不可とする。